

日程第 3. 議案第 2 号 南風原町立幼稚園保育条例

○議長 宮城清政君 日程第 3. 議案第 2 号 南風原町立幼稚園保育条例を議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 2 号 南風原町立幼稚園保育料条例 南風原町立幼稚園保育条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、子ども・子育て支援法の施行により、南風原町立幼稚園保育料等徴収条例の全部を改正する必要があるための提案であります。内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 それでは、議案第 2 号 南風原町立幼稚園保育料の条例について、内容の説明をいたします。資料も配布してございますので、それも併せて説明をさせていただきます。まず、条例の条文に入る前に、議案第 2 号、第 3 号の資料としています最初のページでこれまでと変わったことの説明をして条例条文の説明をさせていただきます。先ほど副町長から提案がございましたように、提案理由は子ども・子育て支援法の新しい制度に基づきまして町立幼稚園の充実を図るとともに、保育料に関する規定を改正する内容でございます。1. 平成27年度より幼稚園の保育時間を変更しますとしていますように、保育の期間を規則等で改正を予定してございます。平成26年度が4月7日に入園式がありまして、そして翌年の3月24日で終業式を行っておりました。それを平成27年度より4月3日を入園式とし、早めて入園するとしています。そして翌年の3月につきましては、20日で終業するかたちに今回変更したいと考えています。4月3日にもってきたのは、どうしても子どもの春休み期間中になり、保護者が子どもを預けるに欠けることがございましたので、1日、2日を完全に休業日といたしまして、3日からは新しい年度の始まりにしようとして保護者の軽減も図り入園式を早めました。それから、今申し上げましたように、春休み期間中の学年末の休業日と学年始業の休業日についての変更です。通常保育について、これまで学年末の休業日が3月25日から3月31日までで、完全に幼稚園はお休みの状態でしたが、平成27年は3月21日から3月31日までとして少し休業日を早めて、4月の期間を早めましたのでそこで翌年の準備等含めていきたいというかたちです。通常保育については休業になりますが、預かり保育はその期間もしていきます。それから、始業休業について4月6日までを休業としていたしましたが、4月2日までとして、実質的に1日と2日が完全に休みにして、要するに休みの期間を短くしているというかたちでございます。そういった幼稚園の運営法が変わっているという説明でございます。保育料の条文に直接係わる場所ではございませんが、幼稚園の運営形態、充実をする意味で規則の改正をしていきたいというものでございます。

3 番目からが議案第 2 号保育料条例の改正についてでございます。平成 27 年度より町立幼稚園の保育料改正をしていきます。これまで、入園料 7,200 円、保育料一律 5,000 円と設定しておりましたが、今回の改正により所得に応じた 5 階層区分に分けて設定してございます。それから、多子軽減措置を講じています。第 1 子、第 2 子、第 3 子の状況に応じて半額だったり無料だったりする多子軽減の措置も講じています。また、階層区分によっては減免措置等を行っていききたいというものです。入園料の 7,200 円については廃止をしますということが、今回の条例の大きなところでございます。

それでは、条例の部分について説明をさせていただきます。南風原町立幼稚園保育料等徴収条例の全部を改正する。この条例は、町立幼稚園の保育料（以下、「保育料」という。）に関し必要な事項を定める。2 条は定義でございます。（1）町立幼稚園とは、南風原町立の学校設置条例に基づき設置した幼稚園を言います。（2）支給認定保護者とは、子ども・子育て支援法に基づく保護者を言いますと。（3）支給認定子どもとは、子ども・子育て支援法に基づく支給認定子どもを言います。2 項につきましては、この用語は、子ども・子育て支援法に基づいての用語の例によりますということです。

3 条の保育料。町立幼稚園を利用する支給認定保護者は、保育料を納付しなければならない。2 項で、前項の保育料は、法第 27 条第 3 項第 2 号並びに第 28 条第 2 項第 1 号及び第 3 号の政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況、その他の事情を勘案して定める額として、別紙のとおりとするということです。

4 条は、保育料の減免でございます。町長は、災害その他の特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、保育料を減額し、又は免除することができる。

5 条、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則といたしまして、1 項 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行します。2 項の準備行為といたしまして、施行前にこの条例の施行日後の利用に係る決定、その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができるとして、4 月 1 日前から進めることができると附則でうたっております。

それでは、別表（第 3 条関係）保育料について説明をさせていただきます。これまでの一律 5,000 円を、階層区分によって分けての保育料の設定をいたしたい。階層区分は、国の基準を基に作ってございます。5 段階の中には、2 項目に分けている区分もございます。また、第 1 子、第 2 子、第 3 子に分けて設定してございます。まず第 1 階層が、生活保護法による被保護世帯並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯として、主に生活保護を受給している世帯でございます。そして第 2 階層につきましては、A と B に分けてございます。地方村民税の非課税世帯である母子世帯等、在宅障がい児（者）のいる世帯で、保育料は 0 でございます。それから第 2 階層 B は、市町村民税非課税世帯で、保育料が 3,000 円、第 2 子が半額の 1,500 円と設定してございます。それから、第 3 階層 A は、

市町村民税所得割額 7 万 7,100 円以下で母子世帯等、在宅障がい児（者）のいる世帯として、5,300 円で、第 2 子が半額で 2,650 円。第 3 階層 B は、市町村民税所得割額 7 万 7,100 円以下の世帯。5,600 円、第 2 子が 2,800 円。第 4 階層が、市町村民税所得割額 21 万 1,200 円以下の世帯につきましては、保育料が 7,100 円で第 2 子は半額。第 5 階層の市町村民税所得割額 21 万 1,201 円以上の世帯につきましては、8,900 円で、第 2 子については 4,450 円と設定してございます。備考では、上記の表の所得割額につきまして地方税法の所得割を適用しない部分の項目を入れてございます。（1）地方税法第 314 条の 7、第 314 条の 8 及び第 314 条の 9。これは、寄付金の税控除や外国の税の控除、配当の株式譲渡等の所得の控除等は該当しませんとうたってございます。それから 2 項、上記の母子世帯とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく世帯ですということです。それから 3 項、在宅障がい児（者）のいる世帯とは、下に書いてございます（1）身体障害者福祉法、それから（2）療育手帳制度要綱、（3）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、（4）特別児童扶養手当等の支給に関する法律等に定められている世帯です。それから、4 項については、所得割額の算定をするときに、どうしても税の申告等の関係がございまして、4 月から 8 月と 9 月から翌年 3 月分の保育料について、市町村民税の所得割の算定は 2 回に分けて行いますということでございます。それから、5 項は、別表にございますように、保育料を第 1 子、第 2 子、第 3 子として多子世帯についての項目をうたっています。以上が、条例の条項の内容になります。

それでは、どうしてこの金額を算出したか説明をさせていただきたいと思います。資料 1 でございます。先ほど申しました階層区分については、第 1 階層から第 5 階層で、階層としては 5 階層でございますが、2 階層と 3 階層を 2 つに分けてございます。国から示された基準では、第 1、第 2 階層が 0 円で、第 2 階層 B が 3,000 円、第 3 階層で 1 万 6,100 円、第 4 階層で 2 万 500 円、第 5 階層で 2 万 5,700 円が国の基準でございます。それに対しまして、国の基準を参照しまして町の保育料の設定をしてございます。先ほど申し上げましたような金額になってございます。第 2 階層 B が 3,000 円、第 3 階層 A が 5,300 円、第 3 階層 B が 5,600 円、第 4 階層が 7,100 円、第 5 階層が 8,900 円として設定をさせていただきました。そして、B、C、D、E、F、G、H というのは、入園料は廃止をしましたので 0 円、幼稚園に預ける際にそういった費用が発生しますというもので、給食費、預かり保育料、それからおやつ、ケータリング、それから 4 月のケータリング、それから夏休み期間中 7 月の約 10 日と 8 月の約 20 日のケータリング料金となります。土曜日の預かり保育についてもこのように発生しますと記載した表でございます。それを年額で計算をしたものがエのところ、階層ごとにその金額になってございます。それからその右に平成 26 年の保育料として比較して出してございます。保育園よりも幼稚園は上回らないよう基本として持ってございましたので、そのような設定をしてございます。保育園の階層とは違いますが、少し多くなっていますが、その階層に該当する幼稚園の階層で、保育園の年額を上回らない年額の設定になってございます。

階層的に負担が生じるどころ、これまでの一律5,000円、入園料が7,200円から上回るのが第4階層と第5階層で、これまでの月額5,000円と入園時に入園料として徴しています7,200円を足して年12月で割りますとだいたい5,600円になりますが、その第3階層Bの5,600円を基準にしまして、国の算定の基準等含めまして、3階層Aが若干300円の減、それから4階層、5階層については5,600円より増額になっています。以上、表の説明いたします。

それから、次の資料2につきましては、先ほど冒頭で申し上げました管理規則の改正をこのようにしたいということです。4月6日まで休業日としていたものを4月2日にしましたということですね。それから、終業のところは3月25日から3月21日に改めますということで、その裏が新旧対照表となっています。最初に説明いたしました規則の改正です。

それから、資料3につきましては、施行規則の改正でございます。それにつきましては、減免措置であったり保育料の徴収については減免であったり、取消であったり、条例を施行していくための規則でございます。これも併せて4月1日から施行したいということで規則の改正も予定してございます。

それから、資料4は第3号の預かり関係ですので、後ほど説明いたします。以上で、条例改正についての説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 では、質問をさせていただきます。この法律ができたのが平成24年で、3年を経過してよいよ実施ですね。生活そのものは大きく変わらないで、子どもたちあるいは保護者にとっても非常に良いことなので前向きに取り組むべきだと私も思います。そこで質問します。1点目ですが、平成27年の幼稚園の就園率はどう変わったのか。増えるのかどうなのか。

そしてもう1つは、子ども・子育て支援法ですから、待機児童はどう変わるのか。減ったのかどうか、教えてください。

それからもう1つは、これまで町の保育料は定額5,000円でした。これが今回から応能割になりますね。保護者負担と言うのかどうなのか、皆さんは平成27年の予算編成も終わったと思うので町民の負担はどのようになるのか教えてください。

4点目は、もし希望者が少ないとなると費用対効果が気になります。これだけの事業を進めるために大きな費用がかかります。費用対効果の分析はされたかどうか。私の弟が豊見城市にいます。豊見城市は、子育て支援を平成27年では実施せず先送りするということが決まったようです。その大きな理由は、先に言いました費用対効果、それからもう1つは職員の確保がとても厳しいということです。ネットで調べれば豊見城市のことは分かります。豊見城市は市民に対して次のように通知されていますと、弟から話は聞いています。

そういったことで、では南風原町は、豊見城市が気にしている職員の確保がどうなっているのか聞かせてください。この 4 点を聞かせてくれますか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 それでは、花城議員の質問にお答えします。まず平成27年度の就園率はどうなっているかでございます。現時点の就園率は、64パーセントでございます。ちなみに、平成26年度の就園率は73パーセントでございます。これからすると少し下がっている現況でございます。

それから、子ども・子育て支援法について、待機児童の状況はどうなっているかにつきましては、幼稚園の部分なので待機児童についてこちらでは把握していないところでございます。

それから、一律5,000円がこれまででしたけれども、階層に移行しての保育料設定をしておりますので保護者の負担はどうなっているかでございます。保育料の試算をした数値で申し上げますと、予算の計上額としましては、保育料として1,179万4,200円を計上しております。前年平成26年度の数値を申し上げますと、1,627万円の歳入で、約600万円あまり減額になると計算上は出ていることとなります。

そして、今年度予定しています1,179万4,000円を、今回該当の児童を290名予定してございますので、それを月額で割った数字を出しますと、階層的に0円の世帯もいますが平均として3,389円と出ています。今回の改正によって保護者の負担的には、平均としては低くなっていると数字が出ております。

それから、費用対効果の話がございました。希望者が少ないときの費用対効果は分析されているかでございます。費用対効果につきましては、これからでございます。当面この改正、新制度に基づく改正は、幼稚園の部分につきましては保護者の負担を軽減しようとして保育園とより近い状況で5歳児の対応もしようということですので預かり等も土曜日の預かりだったり、それから春休み期間中の預かりを実施する等、幼稚園の受け皿も保護者がより選択しやすいように、より安心して預けられるようにといった視点でございます。費用対効果についての算出はしてございません。

それから、豊見城市の例でお話をされていましたが、町としましては新制度に基づきまして幼稚園の運営形態も変えていくということでございます。それに見合う人的対応もしていかなければいけないというようなことで、これまでの賃金体系部分で増額を新年度予算で要求してございますし、それに充てるように幼稚園の先生方の負担にも対応できるかたちで配慮して予算措置をしてみたいと考えております。以上でございます。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 ありがとうございます。まず就園率です。南風原町は3点セットで平成25年から幼稚園改革をしました。そして今回もこの新しい制度よっての改革も実施されます。しかし、残念ながら就園率が10パーセント近くダウンしています。その原因は何だと思いませんか。預かり保育もやります。保育時間の延長もします。学校給食もあります。専任の園長も置きますということで幼稚園改革をいろいろなところでやってきました。そして今回もです。けれども、就園率が10パーセント近くダウン。なぜでしょうか。理由は何だと思っておられるか。

それから、2点目の保護者負担ですが、これまでは月5,000円の定額でした。これが平均3,300円ということですから、保護者の負担は軽くなるでしょう。これはそれでよしとしましょう。

それから、3点目の費用対効果はこれからだということです。豊見城市も費用対効果を見送りの原因として挙げていますので、そういった面も少し調べてみたほうがいいかもしれません。

それから、4点目が豊見城市の場合は職員が幼稚園改革をするために40名近く必要だということだそうですが、その確保が難しいということで非常に気にしています。本町はどうでしょうか。採用予定は何名で、どれだけ確保しているのか聞かせてくれますか。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 ただいまのご質問にお答えいたします。まず就園率の件でございますけれども、これは議員ご指摘のとおりわれわれも非常に気になっているところでございまして、現段階の幼稚園申込みでは64パーセントだと先ほど部長からございました。また、平成26年度の74パーセントというのは、最終的な就園率でございまして、平成27年度の保育所入所決定がまだでございますし、入所決定も終わって年長組さんで保育園に入園できない方がだいたい6月ごろから幼稚園に申し込んだりということもございますので、現段階では2月の幼稚園申込の時の申込者の数字だと押さえていただきたいと思います。確定数字があとしばらくすれば出ると認識しております。

それから、3点目、4点目は、担当課長が調査しておりますからあとで答弁いたしますが、豊見城市の件でございますけれども、われわれの調査した範囲では向こうも保育料の額を素案として出しております、私の情報では新制度が4月1日から適用されるわけでございますので先送りはなかなか難しいのではないかと考えております。そのへんもし、豊見城市が諸般の事情で法律の施行を先送りするということであれば、われわれも勉強不足だったかと思えます。ただし、そのへんはないのではないかといいところですが、それも含めて担当課長が確認しておりますのであとで答弁したいと思います。以上でございます。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 実は、私のアパートにも若いカップルがいます。保育所から今度幼稚園に行く子どもがいるのですが、その母親から聞いてみると幼稚園には行かず保育所に行かせます、幼稚園は希望しなかったという答えがありました。幼稚園と保育所との違いと言うのか、負担の問題も含めて保護者がどのように解釈しているのか。保護者はなぜ幼稚園に行かせないのか。逆に保育所に行かせるとははっきり言っていました。なんだろう。私は分かりません。皆さんでしたら、保育所の事業もやっていますし、幼稚園の事業もやっていますから、情報の共有をやっていると思うので、今後どのような取組をされるのか分からないのですが、一応そのようなことが町民にはあります。

それから先ほど答えが出ませんでした。職員の確保がまだできていない、人数はどうですかと聞きました。それもこの事業を実施するために、制度のスタートですから大事だと思いますがどうでしょうか。職員の確保は全くやられていないのかどうでしょうか。もう一度答えてください。

○議長 宮城清政君 暫時休憩します。

休憩（午前11時00分）

再開（午前11時01分）

○議長 宮城清政君 再開します。教育長。

○教育長 赤嶺正之君 では、再質問にお答えいたします。保育園と幼稚園の違いについてご質問がございましたが、教育委員会といたしましては、保育園と幼稚園につきまして所管がもちろん文部科学省と厚生労働省との違いということもございますし、根拠となる法律も違いますので、自ずと保育園と幼稚園の違いはあるということでございます。ただ、社会の流れといたしまして、各市町村もいろんな社会資源を活用して幼児保育・教育に対応なさいというような流れでございますので、だいたひ保育園と幼稚園のあり方も接近しつつあるとは解釈しております。でもそのなかでやはり、幼稚園に関しましては幼稚園の教育要領がございますので、それに基づいて運用しているという考え方でございます。保護者の方が幼稚園を選択するか、保育所を選択するかについては、保護者の選択の自由でございますのでそれぞれ保護者が判断したとおりでやっていただきたいと思います。教育委員会といたしましては、先ほど議員からございましたように、3点セットですか、専任園長、時間延長、それから給食の提供、さらに今回の制度改正でございます、幼稚園教育の内容充実を今後も推進し、保護者の理解を得ていきたいと考えております。

それから、職員の増、マンパワーの整備でございますが、なかなか幼稚園教諭のなり手がおりません。ちょっと分析した結果、基本的に今の幼稚園の先生方は小学校の教員免許も持っておりまして、県の教育委員会が大量採用の体制に入っており、幼稚園よりも小学

校教諭を選択する若い先生方も多ございまして、なかなか幼稚園にはマンパワーが回ってこないと言いますか、そういった点で人材不足の観もあります。

また、先ほど部長からもありましたように、人件費の部分もございまして、そのあたりは町長部局にお願いをしまして今年度予算で何とか改善をしていきたいと考えております。いずれにしましても、一遍に制度が変わりまして、各市町村とも幼稚園職員を探している段階でございまして、人材確保には今後努力しなければいけないことは確かにご指摘のとおりでございます。

○議長 宮城清政君 他に。教育長。

○教育長 赤嶺正之君 先ほどご質問がございました豊見城市の状況でございますけれども、今、担当課長が電話で確認をしまして、豊見城市立幼稚園保育料に関する規則の改正ということで今進めているということでございます。次の議題でございますけれども、南風原町は土曜日の預かり保育の件も提案しておりますが、豊見城市は土曜日の預かり保育に関してはもう少し検討してからといった情報のようです。以上でございます。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 幼稚園の保育料一律だったものから、そうではなくて所得に応じてということで、0円となるところ、安くなるところといろいろ出てきているのですけれども、ただ、第4階層、第5階層について、第4階層で1,500円、第5階層で3,300円アップとなります。その部分は、幼稚園を利用する方のだいたい何パーセントなのか、お聞きしたいと思います。

それから、幼稚園が例えば預かり保育や土曜の保育含めたとして、保育園と時間帯がどう変わるのか。保育園よりも多くならないようにとトータルで設定していますよね。だから、時間帯はどうなのか。要するに、保育園よりも短い時間なのか長い時間なのか。そのへんで移動があるのではないかと考えるものですから、保育園よりも幼稚園のほうがいいとか、幼稚園よりも保育園のほうがいいとかいろいろあると思うので、時間帯はどう変わってくるのかお聞かせ願いたいと思います。

それから、先ほど教育長は、幼稚園と保育園は担当課が違うとおっしゃっていたのですが、幼稚園は保育に欠ける方も入れますけれども、保育に欠けない方が入る所ですよ。でも保育園は保育に欠ける家庭の児童が入る所でしょう。保育に欠けない児童は、保育を希望したって保育園には入れない、そうですよね。確かにそうだと僕は思うのです。そうすると、例えば先ほど質問した時間帯で、保育に欠けて今は保育園に入っているのだけれども、幼稚園のほうが預かり保育や土曜保育も含めて値段が安いわけですから時間帯が同じだったら幼稚園へ行こうとなるかも知れませんね。要するに、保育に欠ける子は幼稚園

に入ることができるわけですから、そうすると待機児童の解消にもつながるということをお聞きしたいと思っております。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 金城宏伸君 お願いします。まず、保育所の就園時間は、通常で7時30分から18時30分の11時間でございます。それ以外に、延長保育の希望があればできるということがあります。月曜日から土曜日までということですが、先ほどの質問のなかに、保育に欠けるという表現がありましたけれども、今年3月の条例改正で保育が必要という言葉に変わります。これも子ども・子育て支援法の変更によってですね。これも3月定例会でご審議をお願いしたいと思っております。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 宮城議員の質疑にお答えいたします。保育料関係では、階層区分で第4階層と第5階層がこれまでの5,600円から上がってきます。それが全体の何パーセントぐらいかとありました。第1子の基本額を示した該当者で申し上げますと、4階層が33名で、5階層で4名となります。その数字は、290名が該当者でございますので、第1子の園児の部分で申し上げますと12.7パーセントとなります。

それから、保育園と幼稚園の時間帯の質疑でございました。これについては、基本的に今回の幼稚園の改正という視点をこども課と内部調整をいたしまして、幼稚園が土曜日の休業日、それから春休み期間中の休業日がこれまでの課題でございましたので、預かり等の対応でより保育園と幼稚園は近い時間帯にしようというものでございます。幼稚園の時間帯は、7時30分から受け入れをしまして、預かりの終了が18時30分まででございますので、保育所と同じ時間帯で調整してございます。唯一違うところは、4月1日、2日は、どうしても入園準備があるということで完全に休業日となっております。そういうところで、保育園と時間帯を合わせるよう内部で調整もいたしまして、より待機児童対策のために5歳児を幼稚園で受け入れるような体制を整えようということで今回の改正となっております。以上でございます。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 今回の議案は、料金のことだけなので他のことはあまりやりたくないのだけれども、先ほど保育に欠けるから保育を必要とするになるとおっしゃっていましたが、保育を必要とするというのはこれまでの保育に欠けるとか欠けないという意

味と全く同じなのか、言葉だけなのか。要するに、時間帯が同じであれば保育園よりも幼稚園のほうが安いと、今回の議案で安くするわけですね。そういうことになれば、そこに移る、待機児童の解消になると単純にそう思うのです。時間帯は同じだと、ただ、入園の時期が違っておっしゃっていますので、そうなるのかと思うわけです。ただ、皆さんが出した資料も今回変わっていますけれども、なんで変わったのかよく分からないのですが、ページ数が少なくなっていますね。これから見ると、保育所は利用できる保護者が共働き、家庭で保育ができない保護者というように書いてあるのです。それから、幼稚園は制限がないと、つまり保育に欠けていても欠けなくてもどちらでもできるということですから、そこに移ってくるというようになるのではないかとちょっと疑問に思ったものですから、同じような時間帯で安いのであればそうなるのではないですか。皆さん方、そのへんはどうお考えですか。今度のこの設定によってそのように変わってくるのではないかと思いますがいかがでしょう。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 金城宏伸君 答えします。3月定例会の条例改正のなかで、今まで「保育に欠ける」方が保育園に入園できるということでした。「保育が必要」ということは、今回の改正の中で月64時間以上仕事をしている方は保育が必要だというような認識で条例、規則等の改正です。ですから、働いていなくても幼稚園は希望で入れるというこの部分の違いがございます。

では、待機児童とか保育所のどこがどうなるかということなのですが、現在、南風原町の5歳児の定員が91名です。今回の入所予定、本日通知しますけれども、84名を予定しています。あと7名定員より少ないのですが、希望する園が違ふとかそういうことで、これについてはまだ調整する可能性がございます。仮にこの定員91名の5歳児の方の半分でも幼稚園に行った場合は、0歳から4歳の枠を広げることができるということになります。ですから、5歳児の方が幼稚園、保育所、保護者の選択ではございますが、幼稚園が増えることによって保育所の下の子どもたちの定員を増やすことができると考えてございます。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 最後に、この料金の改定で保育所から幼稚園に行く方が増えるのではないかと思いますけれども、ただ定員が希望からするとあと7名ぐらいしか空きがない状況だということです。幼稚園の定員を増やすという予定はあるのですか。要するに、今、91人定員とのことなのだけれども、今後の課題としてもっと増やす考えはあるのですか。今の料金設定だと私だったら幼稚園に預けます。今は5歳児だけですよ。新しい制度からいくと希望すれば3歳から幼稚園に入ることができるとなっているのだけれども、

たぶん南風原町は3歳からは取らないでしょう。では、5歳だけ取っているとしてもそういう料金設定をしてくると、幼稚園に希望があって91人以上120人とか来たら増やすのですか。それとも狭いから、それしかないから駄目だとなるのか。新たな待機児童かとも思ったりするのだけれども、そのようになるのですか。どういう計画をされていますか。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 ただいまのご質問にお答えいたします。南風原町の幼稚園管理規則では、各幼稚園1クラス35人以下を原則とするとうたっております。これは幼稚園の設置基準を引用しておりますけれども、その中で35名以下ですから35名といたしまして、例えば津嘉山幼稚園が35名掛ける4クラスがいっぱいなのですね。140名が定員です。それ以上になりますと、園舎を造らなければいけません。幼稚園を希望する方、津嘉山幼稚園も140名定員いっぱいですから、申し訳ないですが翔南幼稚園はどうですかといったいろんな努力はいたしますが、それでも厳しいとなると教室を増やさなければいけませんから、それまで待っていただくか、あるいは他の園に協力してもらう。法的に幼稚園には定員がないですが、ただ、こちらが管理規則で1クラス35人以下となっておりますからそういう状況になります。現段階では、前年度を参考にしますと74、75パーセントでございますので、100パーセントいっぱいまで就園しましても可能性はあると考えております。ただ、先ほどご質問のなかにもございましたように、3歳から対象でございますので、将来的にはそのへんも保護者が希望するというので、平成27年度からは4歳児保育も視野に入れて検討してまいりたいと考えております。以上です。

[「休憩願います」の声あり]

○議長 宮城清政君 暫時休憩します。

休憩（午前11時22分）

再開（午前11時23分）

○議長 宮城清政君 再開します。他に。10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 宮城寛淳議員が最後に聞いた幼稚園の入園対象は3歳児からだと理解しておりますが、南風原の場合、今のところ5歳児しか受け入れていないわけです。今度、多子減免ですか、第1子を基準にして第2子とはというような規定も作っているわけですから、幼稚園に2人いることもあり得るし、3人いることもあり得るし、3歳から小学校3年生までカウントすることになっているようですから、その間に小学校に2人、幼稚園に1人だったら第3子になり得るわけですね。そういったカウントをするだろうと思うのだけれども、今度のこの条例がそうしているように、やはり3歳、4歳、5歳を幼稚園で受け入れるというのがこの条例が予定している、想定しているあり方ではないかと思うのです。このパンフレットもそうなっているわけです。3歳、4歳、5歳は受け入れると

いうことになっているわけですから、南風原町はこれをどうしようとしているのか。本来であれば平成27年度からそうされるべきだというような理解で間違いではないと思うのだけれども、それとの関係でどうしようとしているのかお答えいただきたいと思います。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 毅議員の質疑にお答えいたします。幼稚園の教育は、3歳からの該当でございますが、南風原町としましてはこれまで5歳児を対象に幼稚園の事業を行っているということです。それで大きい枠組みとしては3歳から5歳でございますので、今後の対応としまして、教育長から先ほど答弁がございましたように、幼稚園でも4歳の受け入れ体制を整えていくべきではないかということで、平成28年度に向けてそういう方向で進めていきたいという考え方です。園舎の問題がございますので、増築をして4歳児に対応できるようにという考え方で進めているところでございます。3歳につきましては、次の課題であると考えております。

それから、4歳児を受け入れて保育園で預かっている4歳児が幼稚園に就園することによって、それだけ保育園の定員が空くわけですので、最大の目的と言いますか、教育の目的もでございますが待機児童解消になるという視点でございます。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 今、平成28年度からは4歳も対象にしたい方向で考えているとお聞きしましたけれども、園舎の問題、それから幼稚園教諭、人的体制の問題なども当然対応されなければならないわけです。制度の考え方の問題ですが、制度の受け止め方として私も不勉強ですけれども、例えば保護者が法律のとおりそれを望んだ場合、現時点では園舎も足りない、人もいないのであるけれども、制度として教育を希望する保護者はこれと言うと1号認定ですか、1号認定を受けるということであれば、執行部側と言いますか幼稚園側にはこれを受けなければならない義務的なものは制度としてどうなっていますか。それを伺います。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 ただいまのご質問にお答えいたします。あれは学校教育法でしたか、幼稚園の対象児は3歳から5歳までどうたわれていることは確かでございます。それに基づきまして、本来でしたら幼稚園の管理運営規則も3歳から5歳とうたうべきですけれども、本町の規則は5歳児を対象とするというようなことがうたわれておまして、たぶん保育園との関連でそういったふうになったのではないかと考えているわけですね。

ども、将来的には部長からありましたように段階的に 4 歳児というように多年の幼稚園教育というようなことになっていくのかと、また検討しなければいけないとは思っております。現実的に、制度がそういうことだから 3 歳児から幼稚園に入れたいと保護者が見えた場合、やはりわれわれは規則上対応できませんということでお願いをする以外ないですけども、どうしてもということであればその規則を改正して受け入れはしますけれども、物理的に教室がありませんから 5 歳のお兄ちゃんたちと一緒に、そして先生を T T (チーム・ティーチング) で増やすかどうかして、あくまでも例えばの話ですが教室を増やすまではそういった方法しかないのかという考え方になるかと思っております。しかしまた、他の市町村もまだ勉強しておりませんので他の方法もあるかと思っておりますけれども、現段階ではそういうことになるのかとは考えております。以上です。

[「休憩願います」の声あり]

○議長 宮城清政君 暫時休憩します。

休憩 (午前11時31分)

再開 (午前11時31分)

○議長 宮城清政君 再開します。他に質疑ありますか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑ないようですので、これで質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第 2 号については、委員会の付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第 2 号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第 2 号について討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから議案第 2 号 南風原町立幼稚園保育料条例を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。休憩します。

休憩 (午前11時31分)

再開 (午前11時45分)

○議長 宮城清政君 再開します。